令和８年 11 月 24 日

＜問い合わせ先＞
都市局まちづくり推進課
代表　03-5253-8111

「地方税法施行規則附則第６条第 30 項に基づく国土交通大臣の証明について」及び「申請書兼証明書」の案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年 10 月１日(木)から令和８年 10 月 30 日(金)までの期間において、「地方税法施行規則附則第６条第 30 項に基づく国土交通大臣の証明について」及び「申請書兼証明書」の案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」及び「申請書兼証明書」の案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計16件のご意見等をいただきました。
※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
※本改正と直接関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

意見（要約・公表用）	回答案
都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設について、これまで開催された国際会議等で問題があった例には枚挙に暇がなく、当該施設の規模や設備のみならず、宿泊施設、公共交通アクセス、自然環境等の周辺の状況も選定にあたって考慮すべきである。	地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明（以下「本証明」といいます。）は、都道府県又は市町村が都市再生事業等における公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者と締結する都市再生整備等協定に基づいて整備される一定の公益的施設について、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることの証明を行うものであり、整備前の段階で国土交通大臣がその立地等を選定するものではありませんが、いただいたご意見は今後の制度立案にあたって参考とします。
「満たすべき事項」には定性的な要件が並んでいるため、行政手続法第5条の趣旨に則り、要件毎の判断基準を具体化すべきである。	本証明は、全国各地に存在する都市再生緊急整備地域において、都道府県又は市町村が都市再生事業等における公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者と締結する都市再生整備等協定に基づいて整備される一定の公益的施設について、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることの証明を行うものです。 このため、全国で画一的かつ具体的な基準を一律に設けることは困難ですが、いただいたご意見を踏まえて、適切な運用を図ります。
集会施設と国際会議場施設については、特別区内かつ特定都市再生緊急整備地域内に存する場合に「地方創生に寄与する取組」であることを要件として例示を挙げているが、当該要件を課す理由やこれを満たす水準と確認方法を明示すべきである。	いただいたご意見について、特定都市再生緊急整備地域が都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定められている地域であり、特に特別区において企業、人材、情報等の都市機能が高度に集積していることを踏まえ、こうした集積により生じる効果を当該地域内に留めることなく、全国へ波及させる観点から設けているものです。 また、いただいたご意見のうちより具体的な基準を定めることについては、都市機能の集積による効果を全国へ波及させる方法は多様であることから、一律の基準を定めることは適当でないと考えていますが、今後の制度立案にあたって参考とします。
証明書の撤回又は取消しについて定めているが、その要件及び効果（既に適用された特例措置への影響）、取消しの事実を課税庁へ通知する方法及び時期を明示すべきである。また、要件を満たさなくなった場合には、その緊急性や違反の程度に応じて合理的な是正手続きを経ること、証明の取消しを受けた者には弁明の機会等を付与する手続きを経ることも明示すべきである。	本証明の撤回及び取消しの要件は、「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」の3（3）でお示ししているとおりですが、撤回の場合は将来にわたって証明の効力が失われ、取消しの場合は証明時点に遡って効力が失われることとなるため、その旨を関係部局へ速やかにお知らせします。 なお、このような処分が行われた場合の手続等については、地方税法等に一般に定められているとおりですが、適切な運用を図ります。
証明手続の標準的な処理期間を定めて公表すべきである。	本証明の標準処理期間については、今後の運用によって、その期間が明らかになれば定めるなど、今後の制度立案にあたって参考とします。

意見（要約・公表用）	回答案
申請書兼証明書について、「対象償却資産」の欄が設けられているが償却資産が対象となる根拠や範囲を説明すべきである。また、今回の手続きは紙媒体によることが前提とされており、オンラインについての定めがないため、その方針を示すべきである。最後に、証明書に証明番号を付して課税庁で証明書の真正性・有効性を確認することが可能な仕組みとすべきである。	地方税法において、固定資産税及び都市計画税は、土地・家屋又は償却資産に対し課されるものとされています。 また、本証明の手続については、オンライン申請を受け付けており、証明書の電磁的方法による交付も行います。 なお、証明書には文書番号を付すなど、証明書の真正性及び有効性が担保されるよう適切な運用を図ります。
施行日について、意見公募時点で都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日を予定しているが、具体的な日付を記載すべきである。	施行日は令和8年11月24日としましたが、いただいたご意見については、今後の参考とします。
各種の証明プロセスにおいて、特定の大手事業者や利害関係者のみが有利になるような不透明な仕組みや囲い込みを徹底して排除し、全ての国民と事業者が公平かつ簡素に利用できる透明性の高い運用を強く求める。	本証明は、全国各地に存在する都市再生緊急整備地域において、都道府県又は市町村が都市再生事業等における公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者と締結する都市再生整備等協定に基づいて整備される一定の公益的施設が対象となります。 このため、当該公益的施設を整備する事業者が利用することを想定した制度となりますが、ご意見を踏まえ、原案でお示しした基準に則り、適切な運用を図ります。
制度趣旨には賛成するが、本特例措置の対象となる施設が形式的な要件を満たすだけでなく、制度の目的に沿った機能が確保され、税制優遇に見合う効果が継続していることが確認可能な制度設計が必要である。	今般定めるのは、本証明の手続についてであり、いただいたご意見について定めるものではありませんが、固定資産税・都市計画税の特例措置は、令和11年3月31日までを期限としており、今後も本特例措置の効果を検証し、不断の見直しを行います。
本特例措置の対象となる施設について、それぞれ異なる要件を設けていることは合理的であるが、要件の解釈に幅がある項目については、判断基準をより具体化することで申請者の予見可能性を高め、審査の公平性と透明性を確保すべきである。	本証明は、全国各地に存在する都市再生緊急整備地域において、都道府県又は市町村が都市再生事業等における公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者と締結する都市再生整備等協定に基づいて整備される一定の公益的施設について、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることの証明を行うものです。 このため、全国で画一的かつ具体的な基準を一律に設けることは困難ですが、いただいたご意見を踏まえて、適切な運用を図ります。
本特例措置の対象となる施設について、コワーキングスペースとレンタルオフィスが併設された場合、後者を対象外とする考え方は制度趣旨に照らして重要だが、施設が複合用途である場合の取扱いについて記載例や図示することで明らかにすべきである。	本証明は、①民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、②一定の国際会議場施設、③観光案内所及び④防災上有効な備蓄倉庫を対象としており、複合用途の場合は①から④として使用される部分に限り対象となります。
申請書兼証明書についてチェック方式で確認する仕組みは申請者と審査担当者の双方にとって分かりやすい適切な工夫だが、「その他国土交通大臣が求める書類」が無限定に定められており、提出が求められる範囲を明示すべきであるし、行政機関が既に保有するものは提出を省略して申請者の負担を軽減すべきである。 また、複数の添付資料が求められているが、提出書類の一覧と記載例を示し、不備が生じやすい項目を事前に周知することが望ましい。	本証明にあたって必要な書類は、「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」の1①から⑦まででお示ししているとおりですが、今後の運用によって必要な書類の範囲が明らかになればさらに具体的に明示するなど、いただいたご意見は今後の制度の立案にあたって参考とします。 また、今般定めるのは、本証明の手続についてであり、いただいたご意見のうち提出書類の記載例や不備が生じやすい項目の事前周知を行うことを定めるものではありませんが、今後の運用にあたって参考とします。

意見（要約・公表用）	回答案
税制優遇の適正性を確保する上で、国土交通大臣への報告や証明の撤回又は取消しが定められていることは重要だが、報告に必要な事項や提出方法が不明確であり、事業者の負担が増す。報告内容にもばらつきが生じてしまうため、施設の種類に応じた標準報告様式を設けるべきである。	標準的な報告様式を定めて、日々の管理運営業務の中で保有する情報について、当該報告様式に改めて加工することを求めることは考えていませんが、現場の実情を踏まえながら証明を受けた者の事務負担が軽減されるよう適切な運用を図ります。 また、いただいたご意見のうち、本証明の要件を満たさなくなった場合の手続についても、適切な運用を図ります。
防災備蓄倉庫については、建物のテナントや居住者だけでなく、一般の来街者にも災害時に備蓄品を提供することを要件としているが、この目的を実現するため、備蓄品の種類・数量、保管状況、提供対象、提供方法などについて、施設の規模や地域の状況に応じた確認の考え方を示すことが望ましい。 また、地方創生への貢献についても、取組の有無だけでなく、地域企業との連携や地域への波及効果を確認できる仕組みが重要である。	今般定めるのは、本証明の手続についてであり、いただいたご意見を定めるものではありませんが、今後の運用にあたって参考とします。 なお、「備蓄品の種類・数量、保管状況、提供対象、提供方法など」については、都市再生特別措置法第44条の3の規定に基づいて締結する都市再生整備等協定において、地域の実情に応じて個別に定められるものと想定しています。